

沖縄 労働 局発表 平成29年5月2日(火)

沖縄労働局

担

当

職業安定部長 松嶋

職業安定部職業安定課長 比嘉 均

話:098-868-1655

# 平成 29 年度における沖縄県雇用対策協定に基づく 実施計画の策定について

# ―「沖縄県の人材力を活かした経済社会の持続的発展」のために ―

沖縄県と国(沖縄労働局)は、沖縄県が行う産業・雇用施策や生活・福祉施策と、 国(沖縄労働局)が行う総合的な雇用施策との連携を深め、両者が一体的に雇用情 勢の改善に向けた取組を進めていくため、平成27年8月20日に「沖縄県雇用対策 協定」を締結しました。この協定に基づき、今般、平成29年4月27日に「平成 29 年度沖縄県雇用対策協定運営協議会」を開催し、平成 29 年度における実施計画 を策定しました。

沖縄県と国(沖縄労働局)においては、この実施計画に基づき、各種施策につい て連携して取り組んでまいります。

#### く参考資料>

別添 沖縄県雇用対策協定に基づく実施計画 (概要)

# 沖縄県雇用対策協定に基づく実施計画 (概要)

~「沖縄の人材力を活かした経済社会の持続的発展」のために ~



平成29年4月



沖縄県・沖縄労働局 🤭



# 沖縄県と沖縄労働局の『雇用対策協定』(概要)

### (1) 雇用対策協定締結の背景

- 沖縄経済が回復している現在、「産業」と「雇用」の好循環を実現させ、 県経済の持続的発展と県民生活の向上を図っていく必要性がある。
- そのためには、地域・産業ニーズに即した雇用の確保・拡大とともに、 公労使が認識を共有し、連携して雇用の「質」の向上を図ることが重要。
- 〇 また、将来の少子高齢化を見据え、女性・高齢者・障害者等が、 持てる力を発揮し活躍できる「全員参加の社会づくり」を進めるとともに、 地域や産業を牽引する「人材の確保・育成」を促進する必要がある。
- 県と労働局は「グッジョブセンターおきなわ」等で連携の基盤がある。

### (2) 雇用対策協定締結の意義

- 全国ネットワークで職業紹介等を行う労働局と、地域に即した雇用対策を行 う県が連携を深めることで、県民ニーズに沿った総合的な施策の展開を図る。
- 沖縄の課題を共有するとともに、課題に対し県及び労働局が取り組む施策 を整理し、効果的な施策の展開を図る。
- 県と労働局は相互に必要な要請を行うことができることとする。
- 県の雇用施策の推進に資するデータ等を県に労働局が提供する。

### (3)協定に基づく施策(8本の柱を設定)

#### く共同で取り組む施策>

- ・若年者の就業意識の醸成 ・新卒求人確保に係る企業等への要請
- ・県の「キャリアセンター」と労働局の「新卒応援ハローワーク」との連携等
- ・正社員雇用に向けた企業の意識啓発(セミナー開催、訪問要請等) (2) 非正規雇用対策
  - ・正社員雇用や非正規労働者の正社員転換に係る助成金の周知 等
  - ・地域や産業のニーズに沿った公的職業訓練の更なる推進
  - ・平成30年の技能五輪開催に向けた「ものづくり」人材の養成等
- ・長時間労働の抑制など「働き方改革」に向けた機運の醸成 (4) 働きやすい環境づくりの推進
  - ・企業の改善に向けた取組に対する各種支援策の周知・広報 等
- ・県「ワーク・ライフ・バランス企業」認証制度、労働局「くるみん」制度の周知 (5)女性の活躍推進
  - ・女性の活躍を推進するための法・制度等の周知啓発 等
  - ・障害者雇用に係る周知・啓発・「障がい者就職面接会」の共同実施
  - ・「生涯現役社会」実現に資する支援施策の一体的実施 等
  - 「グッジョブセンターおきなわ」を拠点に総合的な生活困窮者支援を実施
  - ・福祉事務所とハローワークのチームによる就労支援の実施 等
- 大規模倒産事案等への連携対応労働市場に係る情報の相互提供 (8) その他の施策
  - ・雇用・労働に係る調査等への相互協力 等

雇用対策協定に 基づく雇用施策の取 組・進捗状況を「運 営協議会」で協議

(4) 施策の取組・状況協議



「運営協議会」 労使団体(県経営者 協会・連合沖縄)に もオブザーバーにて 参加していただき、 意見を反映

(7) 生活困窮者対策

(1) 若年者雇用対策

(3) 人材育成の推進

(6) 障害者・高齢者の雇用対策

# (1) 若年者雇用対策





- 沖縄県では、15歳から29歳までの若年層の失業率が全国平均と比較して高い水準となっている。
- また、就職後3年以内に離職した者の割合も全国平均を大きく上回っており、離転職を繰り返す者も多いため、若年 者の安定雇用及びキャリア形成の実現が喫緊の課題となっている。
- このため、若年者に対して、就職活動前の準備段階から、就職活動段階、就職後と、それぞれの段階に切れ目のない 支援を実施することで、沖縄県で若者が働き、成長できる社会環境を実現する。

# ①県と労働局が共同実施する取組

- ○若年者の就業意識の醸成
  - ・県立高等学校等を定期的に訪問して出張相談や職業講話等を行い、個々の学生・生徒等 の状況に応じた就職への働きかけを強化
- ○新卒求人確保に係る企業等への要請
  - ・県知事、労働局長等による主要経済団体への学卒求人の確保及び求人票の早期提出等 に関する要請
- ○県の「キャリアセンター」と労働局の「新卒応援ハローワーク」との連携等
  - ・カウンセリングや就職活動に役立つセミナー等の支援サービスから職業相談・職業紹介 までのワンストップサービスの提供
  - ・企業説明会・就職面接会の実施





#### ○若年者への総合的な就労支援

- ・「グッジョブセンターおきなわ」を拠点に総合的な若年者への支援を実施
- ○キャリア教育支援のための体制整備
  - ・沖縄県キャリアセンター等へのキャリアコーチの配置
  - ・グッジョブ連携協議会等産学官で構成された協議会の設置
- ○雇用のミスマッチの解消
  - ・おきなわ企業魅力発見事業の実施
  - ・若年者ジョブトレーニング事業の実施
- ○県内外のインターンシップの実施
  - ・インターンシップ拡大強化事業
  - ・沖縄県若年者グローバルジョブチャレンジ事業

- ○求職者ニーズに応じた新卒求人の早期確保
- ○既卒3年以内新卒扱いの徹底
  - ・大卒等求人受理の際に働きかけを実施
- ○大学・高校等と連携した就職支援
  - ・出張相談の実施、労働法制等の各種セミナーの実施
- ○ユースエール認定企業及び若者応援宣言企業のPR
- ○国の雇用統計情報等の提供及び共有
- ○各種就職支援の実施
  - ・学生等へのきめ細やかな職業相談、職業紹介の実施
  - ・応募書類の作成及び面接指導の実施
  - ・就職後の職場定着に関する相談の実施



# (2) 非正規雇用対策





### 沖縄県と沖縄労働局の雇用対策協定に基づく主な取組

# 趣旨

- 沖縄県では、全国に比べ非正規雇用労働者の割合が高い状況にある。
- とりわけ、35歳未満の若年者の非正規雇用労働者の割合は、全国が低下傾向にあるのに対し、逆に上昇している。
- 非正規雇用については、雇用が不安定であることに加え一般的に賃金が低い等の問題があり、企業にとっても中長期 的にみて必要な人材が育たない等の負の影響が懸念される。
- このため、企業の意識啓発を中心に取り組み、就職段階での正社員雇用及び非正規雇用労働者の正社員転換の実現を 推進する。

# ①県と労働局が共同実施する取組

- ○正社員雇用及び雇用管理改善に向けた企業の意識啓発
  - ・各種セミナーの開催、経済団体への訪問要請
- ○正社員雇用や非正規労働者の正社員転換に係る助成金の周知
  - ・トライアル雇用、キャリアアップ助成金等の周知

等



# ②県が実施する取組

### ○正社員転換を行う企業への研修費用助成

- ・従業員のスキルアップ等を目的とした研修に係る費用(宿泊費及び旅費) の一部を助成(正規雇用化企業応援事業助成金)
- ○正社員転換を検討している企業へのコンサル派遣
  - ・正規化にあたり財務面、経営面等が課題となっている企業に対し、中小企業診断士等の専門家を派遣(正規雇用化サポート事業)
- ○各種支援制度等の活用促進
  - ・グッジョブセンターおきなわや各種事業説明会等を活用した周知
- ○安定雇用に向けた就労支援の実施
  - ・若年者、ひとり親、中高年齢者など様々な背景をもつ求職者に対して OFF-JT、OJTを実施

- ○「正社員転換・待遇改善実現本部」による取組
  - ・正社員就職実現キャンペーンの実施
  - ・県内主要団体及び事業所等への働きかけ、周知
- ○ハローワークでのマッチングの充実
  - ・求人情報提供
  - ・求職者ニーズの把握による求人開拓等
- ○正社員求人の確保
  - ・求人開拓や求人受理時に正社員雇用のメリット等を説明し、正社員求人 正社員による求人募集を促す
- ○各種助成金の活用促進(企業内における人材育成制度充実)
  - ・求人事業所へのトライアル雇用、キャリアアップ助成金等の活用案内

# (3) 人材育成の推進





#### 沖縄県と沖縄労働局の雇用対策協定に基づく主な取組

# 趣旨

- 地域の人材力を強化し、個々の人材の処遇改善、企業の生産性向上、地域社会全体の活性化につなげていくことは重要な課題。
- 企業内での人材育成、個人の主体的な能力開発、セーフティーネットとしての公的職業訓練等の人材育成機能が十分 に発揮される必要がある。
- また、それらに加えて、地域の成長分野や人材不足分野における人材育成も積極的に推進していく必要がある。
- 〇 若者、女性、高年齢者等あらゆる人が能力を高め、その能力を存分に発揮できるような「全員参加の社会」の実現を 目指す。

# ①県と労働局が共同実施する取組

- ○地域や産業ニーズに沿った公的職業訓練の更なる推進
  - ・企業誘致等の産業政策との連携を強化
- ○平成30年の技能五輪開催に向けた「ものづくり」人材の養成
- ○地域の訓練ニーズ・成果の把握や関係機関への情報提供
- ○公的職業訓練の一体的計画策定・連携実施
  - ・沖縄県地域訓練協議会において、一体的な訓練計画を策定 訓練内容、開講時期、規模、実施地域等を関係機関で調整し、一体的に実施

等





### ②県が実施する取組

### ○スキルアップとキャリア形成を行うことができる環境づくり

- ・人材育成に優れた企業を認証する「沖縄県人材育成企業認証制度」
- ・人材育成の手法等を修得するための「人材育成推進者養成講座」
- ○従業員の技術蓄積・技能継承促進
  - ・正規雇用化による人材の定着、安定した技能継承等 (正規雇用化企業応援事業等の実施)
- ○公共職業訓練による職業能力の開発
  - ・若年者、離職者及び在職者を対象に職業訓練を実施し技能労働者の育成を 図る
- ○各種支援制度等の活用促進(再掲)

# ③労働局が実施する取組

#### ○ハローワークにおける職業訓練のあっせん及び就職支援

- ・訓練受講前の的確なキャリア・コンサルティングと受講あっせん、訓練後の 就職支援
- ○公的職業訓練の周知
  - ・労働局HP上で職業訓練開講情報の提供のほか、各ハローワークでの周知
- ○ジョブ・カード制度の周知及び活用促進
  - ・「新ジョブ・カード制度沖縄県地域推進計画」の推進
  - ・企業、求職者等に対する制度の周知

#### ○企業の従業員に対する人材育成の推進

・キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金等の利用促進

# (4) 働きやすい環境づくりの推進





# 

# 趣旨

- 労働力人口が減少する中で、若者・女性・高齢者などのあらゆる人材がその能力を最大限に発揮し、活躍できる「全員参加の社会」の実現が必要。個人の成長や意欲を高め、企業の強みにつなげることも重要。
- 企業における雇用管理改善の取組や、就職段階での正社員就職実現、非正規雇用労働者の企業内での正社員転換実現 等を推進する。
- また、「全員参加の社会」にふさわしい多様な働き方の推進、恒常的な長時間労働の是正などにも取り組む。

# ①県と労働局が共同実施する取組

- ○長時間労働の抑制など「働き方改革」に向けた機運の醸成
  - ・長時間労働の抑制と効率的な働き方の両方を目指した「働き方改革」の周知啓発
  - ・非正規雇用労働者の正社員転換等支援のためのセミナー等開催
- ○企業の改善に向けた取組に対する各種支援策の周知・広報
  - ・雇用管理改善や正社員転換等に資する助成金制度活用の積極的案内を実施

# 等



# ②県が実施する取組

### ○労働関係法令の周知・啓発

・労使双方及び学生に対するセミナーの開催

#### ○働きがいのある職場環境の構築

- ・沖縄県人材育成企業認証制度や人材育成推進者養成講座等の実施により、 県内企業の人材育成の取組みを促進(県内企業雇用環境改善支援事業)
- ○沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の推進
  - · 労働者の仕事と調和に配慮した働きやすい職場環境づくりに積極的に取り 組む企業を認証

- ○雇用管理改善・正社員実現加速プロジェクトの推進
  - ・正社員採用、非正規雇用労働者の正社員転換、従業員の人材育成等、魅力 ある職場づくりに向けた取組推進を呼びかけ
- ○人材不足分野における人材確保の推進
  - ・介護・建設分野の人材確保に係る「雇用管理改善促進事業」の推進
- ○労働基準関係法令の履行確保
  - ・法の履行確保のため、行政指導等の実施
- ○県内主要企業等への企業訪問による働きかけ等
  - ・企業の自主的な働き方の見直しを推進
  - ・県内における働き方改革取組事例の収集と積極的な発信
- ○働き方改革に関する情報の発信
  - ・年次有給休暇取得促進期間や過労死等防止啓発月間における周知広報等
  - ・学生、生徒等に対する労働法制の普及・啓発
  - ・働き方改革特設サイトの運営

# (5) 女性の活躍推進





# 趣旨

- 女性の活躍推進は、女性本人のためだけではなく、地域経済の持続可能性、企業の発展、個々の世帯の経済的安定等 の観点からも不可欠の課題。
- 女性が持てる能力を十分発揮し、結婚、出産、子育てを経ても、継続して、充実した職業生活をおくることができる 環境整備の実現を目指す。

# ①県と労働局が共同実施する取組

- ○県「ワーク・ライフ・バランス企業」認証制度、沖縄労働局「**く**るみん」**認定**制度の周知
  - ・機会をとらえて共同で周知を実施
- ○女性の活躍を推進するための、法・制度等の周知啓発
  - ・機会をとらえて共同で周知、啓発を実施
- ○「グッジョブセンターおきなわ」での子育て求職者の支援
  - ・子育て求職者に対しニーズに沿った就労支援を実施





沖縄県と沖縄労働局の雇用対策協定に基づく主な取組

# 2県が実施する取組

#### ○沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の推進

- ・労働者の仕事と生活の調和に配慮した働きやすい職場環境づくりに積極的 に取り組む企業を認証
- ・ワーク・ライフ・バランス取り組み促進のための専門家派遣
- ○女性が働き続けられる環境整備に向けた支援
  - ・専門家派遣によるプログラムの活用
- ○「沖縄県女性就業・労働相談センター」での女性の就労支援
  - ・就業等に関する相談対応やセミナー等の開催
  - ・各種支援機関や制度等の紹介

- ○くるみん・プラチナくるみん認定の推進
  - ・子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認定
- ○男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法、パート タイム労働法等の履行確保
  - ・法の履行確保のため、行政指導等の実施
- ○局ホームページで女性の活躍促進に向けた各種支援を情報発信
- ○ハローワークのマザーズコーナーにおける就職支援
  - ・担当者制や就職実現プラン作成等による計画的な支援実施
- ・個別求人開拓の実施

# (6) 障害者・高齢者の雇用対策





### 沖縄県と沖縄労働局の雇用対策協定に基づく主な取組

# 趣旨

- 沖縄県においては、障害者雇用率は2.34%(平成28年6月1日時点)と過去最高を更新しているが、法定雇用率未達成 企業が、依然多い状況がある。
- 障害のある人が、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる環境の整備が必要である。
- また、高年齢者が健康で豊かな生活が送れるよう、意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働き続けることができる 生涯現役社会実現」に向けた環境整備が必要である。
- 高年齢者が、培った能力や経験を活かせる、さまざまな働き方や活躍する場を創造していく必要がある。

# ①県と労働局が共同実施する取組

- ○障害者雇用に係る周知・啓発
  - ・機会をとらえ共同で障害者雇用に係る周知・啓発を実施
- ○「障がい者就職面接会」の共同実施
  - ・障害者雇用支援月間に係る取組及び「障がい者就職面接会」を連携し共同で実施
- ○「生涯現役社会」実現に資する支援施策の一体的実施
  - ・機会をとらえ共同で、「生涯現役社会実現」への環境整備に向け、周知・啓発等を連携実施

#### 筀



#### ○障害者雇用の周知啓発

- ・障害者雇用情報紙発行、セミナー等の実施
- ・障害者雇用優良事業所・優秀勤労者表彰の実施

### ○障害者向け職業訓練の実施

- ・職場適応訓練、県職業能力開発校における職業訓練の実施
- ○沖縄県障害者技能競技大会(地方アビリンピック)の実施
- ○高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進
  - ・シルバー人材センター事業の拡充・強化
- ○高齢者と若年者双方の雇用の両立
  - ・世代間スキル継承型雇用促進事業の実施

- ○障害者法定雇用率の達成指導
  - ・未達成企業を直接訪問し助言・指導
- ○障害者の就職から定着までの支援を行う「チーム支援」等の推進
  - ・ハローワークが中心となり関係機関の連携体制を構築
- ○生涯現役社会実現事業の実施
  - ・企業等における生涯現役制度の導入促進
  - ・高年齢者雇用確保措置未実施企業への訪問指導等を実施
- ○高年齢者就労総合支援事業の実施
  - ・生涯現役支援窓口におけるチーム支援、各種セミナー等の実施
- ○事業主支援のための各種助成金の周知
  - ・特定求職者雇用開発助成金、高年齢雇用開発特別奨励金等を事業主等 に周知

# (7) 生活困窮者対策





### 沖縄県と沖縄労働局の雇用対策協定に基づく主な取組

# 趣旨

- 地域の関係機関が連携し、生活困窮者等への支援施策の効果を高め、安定的な就労機会の確保と生活再建を図ることができる環境整備が重要であり、福祉部門と雇用・労働部門の密接な連携が必要。
- 生活困窮者自立支援法に基づく各種支援を地域で適切に実施していくことが求められる。
- ひとり親に対する就労支援の重要性が高まっていることから、関係機関のより一層の連携が必要。

# ①県と労働局が共同実施する取組

- ○「グッジョブセンターおきなわ」を拠点に総合的な生活困窮者支援を実施
  - ・沖縄県とハローワークが一体的に生活困窮者等への就労支援を実施
- ○福祉事務所とハローワークのチームによる就労支援の実施
  - ・福祉事務所とハローワークが連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業を効果的に展開
- ○生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の開催
  - ・沖縄県と労働局が、関係機関と連携して生活困窮者等の就職に向けた取組を推進
- ○生活困窮者自立支援法に基づく取組での連携
  - ・自立相談支援事業による支援対象者の個別支援の実施や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用を推進

# 用を推進

# ②県が実施する取組

### ○生活困窮者等への総合的な就労支援

- ・生活困窮者等への総合的な支援を行うため、「グッジョブセンターおきなわ」 「グッジョブセンターおきなわ中部サテライト」を拠点として設置
- ○就職困難者に対する個別的・継続的な支援
  - ・様々な困難に直面し本人の力だけでは自立が難しい求職者に対し、専門の 相談員が個別に支援を行い、就労・自立につなげる
- ○生活困窮者自立相談支援事業による支援
  - ・自立相談支援員による支援、ハローワーク等への誘導を実施
- ○不安定な雇用形態の多いひとり親世帯に対する支援
  - ・ひとり親世帯の父母等を対象に託児機能付の基礎研修や職業訓練を実施

- ○ハローワークの就職支援ナビゲーターによる福祉事務所等への巡回相 談の実施
  - ・巡回相談による就労支援の実施
- ○「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施
  - ・児童扶養手当受給者の現況届提出時期に地方自治体庁舎へ臨時窓口を設 置し、出張相談を実施
- ○各種就労支援の実施
  - ・職業訓練、給付金等の就業支援制度の活用促進
  - ・特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の活用 促進 等

# (8) その他の施策





# 趣旨

沖縄県と沖縄労働局の雇用対策協定に基づく主な取組

- 大規模な雇用又は離職による大量雇用変動事案ついては、社会・経済情勢に大きく影響を与えることから、迅速な情報収集及び対応が必要である。
- また、日頃から雇用情勢に係る課題・問題点を共有し解決策等について検討する体制を構築することで、多様なケースへの対応が可能となる。
- このため、雇用対策に基づく各種連携をもって、お互いの強みを生かし迅速かつ効果的な雇用対策を実現する。

# ①県と労働局が共同実施する取組

- ○大規模倒産事業所等への連携対応
  - ・大量離職発生事案に対し連携して求人要請、再就職支援を実施
- ○労働市場に係る情報の相互提供
  - ・沖縄県の企業情報と国の雇用統計情報等を共有することで、迅速かつ効果的な雇用対策を実現
- ○雇用・労働に係る調査等への相互協力
  - ・県内雇用情勢に係る課題を共有し、必要な調査等を相互協力することによって、連携体制を強化

## ②県が実施する取組

- ○合同企業説明会や就職面接会の実施
  - ・大量離職者を対象とした企業説明会や就職面接会の実施
- ○各種セミナー等の実施
  - ・大量離職者を対象とした就労支援の実施
- ○大量離職者への総合的な再就労支援
  - ・「グッジョブセンターおきなわ」「グッジョブセンターおきなわ中部 サテライト」を拠点として総合的な再就職支援を実施
- ○その他の雇用施策に係る調査等の実施

- ○大量雇用変動に係る迅速かつ効果的な対応
  - ・大量雇用又は大量離職事業所等の迅速な情報収集
  - ・大量雇用事業所に対する管理選考等によるマッチング
  - ・大量離職に対する求人開拓の実施
  - ・大量離職に係る離職者への雇用保険説明会及び集合受付、就職支援制度 説明会、出張相談等の実施
- ○国の統計情報の提供
- ○その他の雇用施策に係る調査等への協力

# 平成29年度における沖縄県雇用対策協定に基づく 実施計画に関する数値目標

	項目	目標	備考
(1)	【若年者雇用対策】		
	若年者(45歳未満)の就職件数	16,967 件	前年度実績(17,035件) 前年増減率(▲0.40%)
(2)	【非正規雇用対策】		
	正社員求人数(※①)	32,707 件	前年度実績(31,959件) 前年増減率(2.34%)
	正社員就職件数(※①)	7,024 件	前年度実績(7,486件) 前年増減率(▲6.17%)
(3)	【人材育成の推進】		
	公的職業訓練受講者の就職件数 (※①、②)	1,591 件	前年度実績(2,078件) 前年増減率(▲23.42%)
(4)	【働きやすい環境づくりの推進】		
	正社員求人数(再掲)	32,707 件	前年度実績(31,959件) 前年増減率(2.34%)
	正社員就職件数(再掲)	7,024 件	前年度実績(7,486件) 前年増減率(▲6.17%)
(5)	【女性の活躍推進】 「ハローワークマザーズコーナー」における取組		
	担当者制による支援対象者数	613 件	前年度実績(613件) 前年増減率(同値)
	担当者制による支援対象者の就職件数(※①)	548 件	前年度実績(573件) 前年増減率(▲4.36%)
(6)	【障害者・高齢者の雇用対策】		
	障害者の就職件数 (※①)	1,795 件	前年度実績(1,795件) 前年同値
	高齢者(55歳以上)の就職件数	3,846 件	前年度実績(3,846件) 前年同値
(7)	【生活困窮者対策】 「グッジョブセンターおきなわ」における取組		
	新規求職者に占める連携による支援対象者の割合	74.5 %	前年度実績(74.5%) 前年同率
	連携による就職件数	1,022 件	前年度実績(1,026件) 前年増減率(▲0.4%)
	連携による就職者の割合	61.7 %	前年度実績(61.7%) 前年同率

※①については、厚生労働省において実施する「公共職業安定所のマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」において管理している目標と同様に設定 ※②については、平成28年10月1日~平成29年9月30日の間に修了した公的職業訓練の受講者のうち、3ヶ月以内に就職した者の数